

島原地域広域市町村圏組合消防吏員服装規程

昭和47年9月7日消本訓令第4号

改正 昭和54年6月23日消本訓令第1号 平成17年10月12日消本訓令第1号

(目的)

第1条 島原地域広域市町村圏組合消防吏員の服装については、島原地域広域市町村圏組合消防職員服制規則（昭和47年島原地域広域市町村圏組合規則第9号）によるほか、この規程の定めるところによる。

(規格厳守と私用禁止)

第2条 制服は、すべて服制に定められている規格を厳守し、これと異なるものを用いてはならない。また制服をみだりに私服に利用してはならない。

(礼装)

第3条 儀式、祭典その他などある場合は、白色の手袋を用いるものとする。

(靴等の使用)

第4条 靴は黒色革の短靴、編み上げ靴又は防火長靴を用いるものとする。

2 訓練又は作業を行うにあたり必要があるときは、運動靴を用いることができる。

(防寒作業衣着用)

第5条 防寒作業衣は室外で着用する。ただし、防寒のため許可された場合は、室内で着用しても差つかえない。

(雨衣の着用)

第6条 雨衣は、雨雪のとき着用する。

(制服着用時の遵守事項)

第7条 制服を着用したときは、容儀を正しくし、言語動作を慎み、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ポケットの外に物品を露出しないこと。
- (2) 職務に関係のない物品を露出しないこと。
- (3) ズボンを靴下の中に入れないこと。
- (4) 許可を受けた場合のほか、色眼鏡を用いないこと。
- (5) その他所属長の指示する事項

(制服の着用期間)

第8条 制服の着用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実情によりその期間を変更することができる。

- (1) 冬服 11月1日から4月30日まで
- (2) 夏服（長袖） 5月1日から5月31日まで
10月1日から10月31日まで

(3) 夏服（半袖） 6月1日から9月30日まで
（手入保存）

第9条 制服等は、絶えず手入れ、保存に注意し、特に夏衣、ワイシャツ及び手袋は、常に清潔にしなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月23日消本訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月12日消本訓令第1号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。